

《平成31年度》都市計画税の使途について

都市計画税は、地方税法第702条及び下野市都市計画税条例に基づき、都市計画事業や土地区画整理事業に要する費用に充てるための目的税となっています。

平成31年度の都市計画税は、これまで実施してきた土地区画整理事業や都市計画事業のために借り入れた地方債の償還金のほか、下水道事業会計負担金、仁良川地区土地区画整理事業費などの市街化区域内の整備に充当しています。

【都市計画税充当事業一覧】

(単位:千円)

予算科目			事業名	平成31年度 予 算 額	財源内訳				
款	項	目			国県 支出金	地方債	その他		一般財源
							負担金・使用料・基 金繰入金など	都市計画税 構成比 (%)	
8	2	1	市道維持管理事業	217,874		10,200	29,000	6.0	178,674
8	4	2	仁良川地区土地区画整理 事業特別会計繰出金	316,000			153,000	32.0	163,000
8	4	3	下水道事業会計負担金	954,176	107		173,000	36.0	781,069
8	4	4	公園施設維持管理事業	209,810		3,890	48,000	10.0	157,920
12	1	1	市債元金償還費	2,610,800		736,066	77,000	16.0	1,797,734
合 計				4,308,660	107	750,156	480,000	100.0	3,078,397